

地域包括支援センターが設置されます

介護保険制度の改正に伴い、地域包括支援センターが新設され、4月1日から業務を始めます。同センターでは、介護を必要とする高齢者を増やさない「介護予防」に重点を置き、社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャーといった専門職を配置して次のサービスを行います。

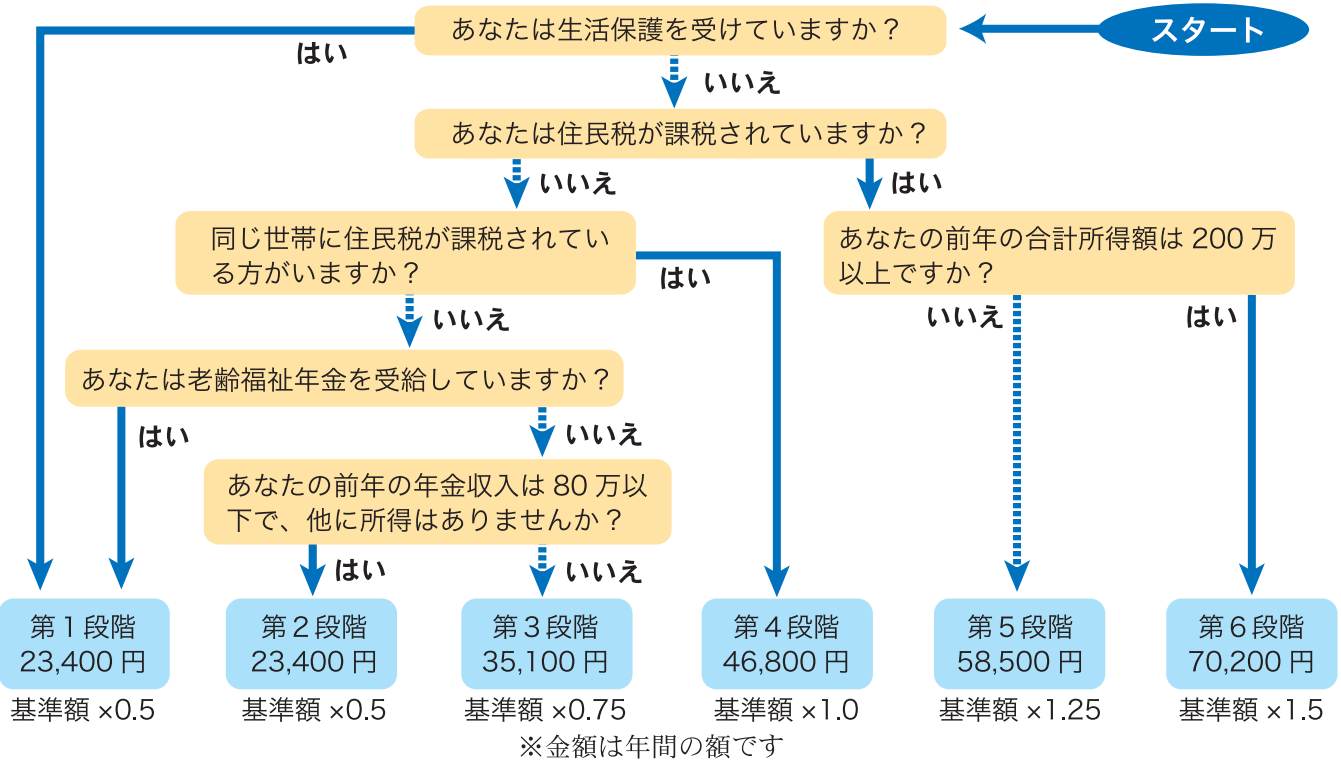
● 介護予防サービスや介護予防事業を利用する方の予防プランの作成

● 高齢者虐待や成年後見制度利用などの各種相談

なお、新しい介護保険制度で要支援1・2に認定され、介護予防サービスを希望する方や、介護予防プログラムを希望する方は、同センターに申し込むこととなります。

18年度からの介護保険料

第1号被保険者（65歳以上）の保険料は3年ごとに見直されます。18年度から21年度までの介護サービス費用の見込みをもとに新たな基準額（月額3,900円）が定められました。基準額をもとに所得に応じて保険料の区分が決まります。（下記図参照）



総務課からのお知らせ

4月から電子申請サービスを開始します

総務課 電話 0994-22-0511

介護被保険証の有効期限に係る切り替えは行いません

今回の改正で介護被保険証の有効期限の記載が無くなります。現在「平成15年3月31日」、「平成18年3月31日」が記載されている保険証の切り替えは特に行いません。気になる方は役場に持ってきていただければ交換することも出来ます。

介護被保険者証は普段は使うことはありませんが、介護が必要になり申請するときに申請書と一緒に提出しないとけないので大切に保管しておいてください。

住民票や税証明などの交付申請を、インターネットを利用して自宅や職場のパソコンから行える「電子申請システム」のサービスを開始します。自宅などで申請の後、役場の窓口で申請された証明書などを受け取ることが出来るようになります。

当初は22種類の手続きからの運用となりますが、徐々に電子申請ができる手続きを増やす予定です。

ご利用の際には、ソフトウェアのインストールとユーザー登録が必要となります。電子申請へのアクセス、インストー

ル、ユーザー登録及び利用可能な手続きなど、詳しくは下記ホームページまたは錦江町ホームページをご覧ください。

受付開始日 平成18年4月3日（月）

鹿児島県電子申請共同運営システムホームページ

<http://www.kagoshima-e-shinsei.jp/>

錦江町ホームページ

<http://www.town.kinko.lg.jp>